

16. 実績報告の提出：全事業共通

16-1. 中間実績報告

本事業は、国の会計年度をまたぐため、年度ごとに完了報告が必要となります。そのため、令和8年4月1日（水）～令和8年4月10日（金）までに、センターホームページより「中間実績報告（参考様式02）」のエクセルファイルをダウンロードし、以下の記載の必須項目を記入後、オンライン申請システムの「状況等報告」にてアップロードし、センターへ提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《申請者情報および工事内容の変更有無》

- ・申請者情報および工事内容の変更の有無
- ・変更がある場合の計画変更提出の有無

《工事日程の変更有無》

- ・工事日程の変更の有無
- ・変更がある場合、変更後の工事日程の記載

《補助対象経費の支払い》

- ・報告時点で補助対象経費の支払いが発生している場合、費用項目と金額の記載

16-2. 実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページより「オンライン申請システム」を利用し、報告のデータ入力^(注1)および提出書類を各項目にアップロード^(注2)し、センターへ提出してください。

報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。）

16-3. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。

16-4. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出をお願いします。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）保証書、本人確認書等
 - 原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
 - スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積り書、請求書、契約書等の一部
 - 受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
 - ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【報告に必要な書類】

- 16-5：充電設備本体の発注書
- 16-6：充電設備本体の請求書（内訳書含む。）
- 16-7：充電設備本体の支払を証する領収書
- 16-8：充電設備本体の保証書
- 16-9：工事費の請求書（内訳書含む。）
- 16-10：工事費の支払を証する領収書
- 16-11：充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）
- 16-12：充電設備等設置工事の実績申告方法
(オンライン申請システムのデータ入力)
- 16-13：要部写真
- 16-14：完成設置場所見取図・完成平面図・完成配線ルート図・完成電気系統図
(全てA3サイズ)
- 16-15：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）
(オンライン申請システムのデータ入力)
- 16-16：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

【報告の内容に応じて必要な書類】

- 16-17：高圧受変電設備を報告する場合
- 16-18：特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合
(特別措置の支払を証する書類)
- 16-19：リース契約に基づく報告の場合
(賃料金の算定根拠明細書（様式J12）等)

16-20：自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合
(利益等排除申立等)

16-21：高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）および商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）にて実績報告する場合

16-5. 充電設備本体の発注書

- 申請者（発注者）が交付決定日後に発注した充電設備の発注書をアップロードし、提出してください。
- 充電設備および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- 申請者名の記載

《発注日》

- 交付決定日後である日付の記載

《発注先》

- 見積書と同一の販売会社名であることの記載

《設置場所名称》

- 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備》

- 発注したメーカー名、型式、基数の記載

16-6. 充電設備本体の請求書（内訳書含む。）

- 充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書をアップロードし、提出してください。

充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- 申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- 領収日以前である日付の記載

《発行者》

- 充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- 振込であることの記載

《充電設備》

- メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- 端数処理や出精値引き等、請求書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。

- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

- 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

- 複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備型式、基数を明示してください。

16-7. 充電設備本体の支払を証する領収書

- 充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書をアップロードし、提出してください。充電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書に充電設備の支払を合算している場合は、提出不要です。

(1) 充電設備本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- 申請者宛であることの記載

《領収日》

- 領収した日付の記載
- 発行日と差異がある場合、但書等に「○月○日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- 充電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが充電設備購入費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

16-8. 充電設備本体の保証書

- ・申請者が新規に購入した充電設備本体であることを証する保証書をアップロードし、提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、もしくはメーカーが認めた第三者の発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・充電設備本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

《充電設備メーカー名》

- ・申請で入力した充電設備メーカー名の記載

《充電設備の型式》

- ・申請で入力した充電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・交付決定日後の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

- ・センターが求める保証書は、充電設備メーカーが本補助金交付の補助対象の充電設備として申請をした際、センターが審査の上、承認した保証書になります。
一部の充電用コンセントにおいては、納品出荷証明書の提出を求める場合があります。充電設備ごとの保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。
- ・センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、別体の課金機等が充電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機等の保証書もあわせて提出が必要です。

16-9. 工事費の請求書（内訳書含む。）

- 申請者宛の充電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の請求書をアップロードし、提出してください。
- 施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- 申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- 領収日以前である日付の記載

《発行者》

- 工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- 振込であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管、案内板等》

- 種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- 人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

《計上項目先番号》

- 請求書の内訳に計上項目先番号の記載（詳細については、「4-8. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説表」を参照してください。）

- 「材工一式」といった簡略記載の「請求書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- 端数処理や出精値引き等、請求書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

16-10. 工事費の支払を証する領収書

- 申請者宛の充電設備等設置工事の領収書をアップロードし、提出してください。
- 施設や建物の新築工事および改修工事に伴い充電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- 申請者宛であることの記載

《発行者》

- 工事施工会社の名称、住所等の記載

《領収日》

- 領収した日付の記載

- 発行日と差異がある場合、但書等に「○月○日振込（領収）分」の記載

《設置場所名称》

- 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが充電設備設置工事費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

16-11.「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」

- ・申請者は、「16-12-1.会社別請求書一覧」に入力された工事施工会社ごとに、充電設備の設置工事が完了したことを報告してください。
- ・設置工事完了日以降に作成した「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」を提出してください。
- ・オンライン申請システムから「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」のエクセルファイルをダウンロードしてください。工事施工会社は必要情報を入力後、工事前および工事完了の写真を添付し、センターが認めるファイル形式に変換して申請者に提出してください。申請者は確認後、アップロードし、提出してください。
- ・充電設備等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を添付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（充電設備本体の設置を行った工事施工会社は、充電設備設置の工事前、完了の写真を添付してください。）
- ・設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社および充電設備の受電を特別措置等で行う場合の電力会社からの報告書は不要です。

16-12. 充電設備等設置工事の実績申告方法（オンライン申請システムのデータ入力）

充電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての請求書および図面を参照し、充電設備等設置工事の実績申告を入力してください。

なお、申告された金額および工事の内容を基に設置工事補助金交付見込額が算定されます。

16-12-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請システムのデータ入力）

「5-7-1. 会社別見積書一覧」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求金額が見積書から変更されている場合は、請求金額を反映させてください。

16-12-2. 充電設備等設置工事実績申告の申告額（オンライン申請システムのデータ入力）

「5-7-2. 充電設備等設置工事申告の申告額」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求書の内訳金額が見積書から変更されている場合は、請求書の内訳書に記載されている金額を反映させてください。

16-12-3. 充電設備等設置工事実績申告の工事内容（オンライン申請システムのデータ入力）

「5-7-3. 充電設備等設置工事申告の工事内容」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更がある場合は、その変更内容を反映させてください。なお、工事内容の変更がある場合は、その変更内容をセンターが承認していることが必要です。詳しくは「17-3. 計画変更」を参照してください。

16-13. 要部写真

- ・要部写真は工事が完了したことを確認するために必要なものです。実際に撮影した写真データのみ提出してください。また交付申請時に提出した写真と同アングルで撮影した写真を提出してください。^(注1)
- ・人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像、予定場所を枠で囲むことなども含む加工および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
- ・提出の際、撮影情報データ（Exifファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様にお願いします。（GPS座標を残し提出することを推奨）
- ・充電設備等設置工事実績で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。^(注2)
- ・撮影した写真は、オンライン申請システムの「施工後要部写真」の項目ごとにアップロードし、提出してください。

高圧受変電設備および充電スペース造成工事の要部写真については「工事申告画面」の各々の工事内容よりアップロードしてください。

なお、申告された充電設備が性能を担保しているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります。^(注3)

- ・撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・障害物（駐車車両等）がどうしても映り込んでしまう場合は、撮影例にある全体の写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電器設置壁面などの写真を複数枚撮影し提出してください。
- ・施工中を撮影した要部写真が必要な工事項目で提出されない場合は、補助対象となりませんので注意してください。
- ・要部写真は全てカラーで提出してください。

注1：実績報告時点における既設充電設備の台数を確認するため、実績報告時に交付申請時と同アングルでの既設充電設備（撤去された既設充電設備の設置場所を含む）の写真の提出が必要となります。

注2：提出する要部写真の詳細は、「5-22. 要部写真の提出資料」を参照してください。

注3：「5-22. 要部写真の提出資料」の「必須写真」を参照してください。

16-14. 完成設置場所見取図・完成平面図・完成配線ルート図・完成電気系統図 図（全てA3サイズ）

交付申請時に提出した「設置場所見取図」「平面図」「配線ルート図」「電気系統図」の竣工図面として、アップロードし、提出してください。

- ・図面名称には、「完成」の記載が必須です。図面名称は、正確に記載してください。
(完成設置場所見取図／完成平面図／完成配線ルート図／完成電気系統図)
- ・作成日は、設置工事完了日以降の日付を記載してください。

※図面名称および作成日以外の記載の必須項目等は、「5-9. 設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図」を参照してください。

※交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は、計画変更を反映させた図面を提出してください。

16-15.「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」（オンライン申請システムのデータ入力）

- 申請者は、オンライン申請システムの「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」にデータを入力してください。
- 補助金の交付を受けて設置した全ての充電設備を記載してください。
- 充電設備以外に入力する項目は、補助金の交付を受けて設置した（1）充電設備設置工事費、（2）案内板設置工事費、（3）付帯設備設置工事費の内、取得価格（物品の単価）が50万円以上のものになります。
例として、キュービクルや複数の充電設備を設置した場合の手元開閉器盤、付帯設備の屋根や小屋等があります。
- 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

16-16. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページをアップロードし、提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 (一般的には通帳の表紙+表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います。)
インターネットバンキング等により通帳がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
当座預金で通帳がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
ゆうちょ銀行の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 (一般的には通帳の表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います) ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
地方公共団体などで 通帳やそれに準ずる 書類が無い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が発行する口座証明書 (振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由)
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。 	

16-17. 高圧受変電設備を報告する場合

- ・高圧受変電設備設置工事費を申告して設置した報告の場合、以下に示す（1）の書類および高圧受変電設備を新設または増設した場合は（2）、変圧器のみ増設した場合は（3）の書類をアップロードし、提出してください。

(1) 完成単線結線図

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「完成単線結線図」との記載（不備事例：竣工図、完成図面等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（設置工事完了日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・容量等の仕様の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：MCCB3P）容量（例：250AF/200AT）の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・変圧器やブレーカー以外に設置した設備の仕様の記載

(2) キュービクル（高圧受変電設備）の仕様書（メーカー発行の納入仕様書等）

【記載の必須項目】

《発行元》

- ・キュービクルの製造メーカー名の記載

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《承認図》

- ・本体の寸法や構造等の記載

《使用機器明細書》

- ・本体に設置した設備の記号、名称、定格等の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・その他、キュービクルにかかわる仕様の記載

(3) 変圧器の仕様書

【記載の必須項目】

《発行元》

- ・変圧器の製造メーカー名の記載

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の事業開始日以降）の記載

《変圧器の仕様》

- ・容量や相数、結線等の仕様の記載

《その他の設備等の仕様》

- ・その他、変圧器にかかる仕様の記載

16-18. 特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合（特別措置の支払を証する書類）

「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」にて充電設備を設置した実績報告は、電力会社への支払を証する書類として以下に示す（1）または（2）の書類をアップロードし、提出してください。

（1）電力会社が発行した領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者または工事施工会社等宛であることの記載

《発行者》

- ・電力会社名の記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載

《設置場所名称等》

- ・申請で入力した設置場所であることが確認できることの記載

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

（2）支払したことを証する振込証明書

【記載の必須項目】

《振込先》

- ・電力会社名の記載

《振込元》

- ・振込元の記載

《振込完了日》

- ・領収日または振込日の記載

《金融機関名等》

- ・支払を行った金融機関名等の記載

《振込金額》

- ・振込をした金額の記載

- ・インターネット等による振込の場合には、金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面を印刷してください。その際は振込手続完了ではなく振込完了（資金移動）が確認が必要です。
- ・金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。

16-19. リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）等）

リース契約が含まれる実績報告は、以下に示す（1）（2）の書類の提出が必要です。

（1）「貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）」

- ・オンライン申請システムから「貸与料金の算定根拠明細書（様式J12）」項目にリース契約書を基にデータを入力してください。
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりが反映されていることを証明する必要があります。

（2）充電設備およびその設置工事のリース契約書

リース契約成立後の契約書であることが必要です。

契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。

なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《賃貸人》

- ・申請者名の記載

《賃借人》

- ・リースの使用者名の記載

《充電設備情報》

- ・充電設備メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載
※契約書にリース対象の充電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、充電設備が特定できる書類の提出が必要です。

《設置場所名称》

- ・リース物件の使用場所が、申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《リース期間》

- ・保有義務期間（5年間）以上であることの記載

《総額リース料金》

- ・リース料金総額の記載

《補助金の充当》

- ・リース料金総額に受領する補助金が充当されることがわかる料金の記載
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりが反映させていることがわかる料金の記載

16-20. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）

利益等排除を含む実績報告は、当該調達先との資本関係や利益等排除の方法により以下の書類の提出が必要です。

なお、提出が必要な書類以外にオンライン申請システムの「利益等排除申立」にデータを入力の上、センターへ提出する必要があります。

16-20-1. 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達した場合

(1) 申請者の自社調達の場合

- ・当該充電設備の製造原価を証する書類を提出してください。OEMの場合は、申請者が調達先から購入した金額を製造原価として提出してください。

ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類

「記載の必須項目」を確認の上、オンライン申請システムの「利益等排除申立」の項目にアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《充電設備メーカー名》

- ・申請者（充電設備メーカー）名の記載

《作成日》

- ・本事業開始日以降である日付の記載

《作成者》

- ・申請者（充電設備メーカー）の担当者の記載

《型式》

- ・設置した充電設備の型式の記載

《製造原価》

- ・設置した充電設備（1基分）の製造原価の記載

《製造番号・シリアル番号》

- ・設置した充電設備の製造番号またはシリアル番号の記載

イ. 充電設備本体の発注書（社内伝票等）

自社調達の場合は、発注書の発行がないためオンライン申請システムの「発注書」の項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

申請の担当者が交付決定日後の受領後に充電設備を管理している部署等へ発注した社内伝票等をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発注日》

- ・交付決定日後である日付の記載

《発注先》

- ・充電設備を管理している部署名、担当者名の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備》

- ・発注した充電設備の型式、基数の記載

【OEMの場合】

申請者（充電設備メーカー）が調達先に発注した当該充電設備の発注書を提出してください。（「16-5. 充電設備本体の発注書」を参照）

ウ. 設置した充電設備の製造原価を証明する明細書等

自社調達の場合は、請求書の発行がないためオンライン申請システムの「請求書」の項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

「ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する書類として、社内で管理している製造原価の明細書等を提出してください。

【OEMの場合】

「ア. 設置した充電設備の製造原価を証する書類」に記載された製造原価を証明する明細書等として、調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した請求書を提出してください。（「16-6. 充電設備本体の請求書」を参照）

エ. 充電設備本体の支払を証する領収書（出荷伝票等）

自社調達の場合は、領収書の発行がないためオンライン申請システムの「領収書」の項目には、以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

【自社製造の場合】

当該充電設備を出荷したことを証する書類として、社内で管理している出荷伝票等を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成者》

- ・申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発行日・出荷日》

- ・交付決定日後である日付の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備》

- ・出荷した充電設備の型式、基数の記載

【OEMの場合】

調達先が申請者（充電設備メーカー）宛に発行した領収書を提出してください。

（「16-7. 充電設備本体の支払を証する領収書」を参照）

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（充電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・充電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

16-20-2. 充電設備を資本関係にある充電設備販売会社から調達した場合**(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合**

- ・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】**《調達先名》**

- ・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（充電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】**《調達先名》**

- ・充電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

16-20-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達した場合**(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合**

- ・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】**《調達先名》**

- ・工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】**《調達先名》**

- ・工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・営業利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

**16-2-1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）
および商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
にて実績報告する場合**

高速道路SA・PA等への充電設備設置事業（経路充電）にて実績報告する場合は、充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上の掲載先（WebサイトのURL）を申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所

《充電設備の出力》

- ・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況